実質赤字比率

※実質赤字額はありません。

1年の間に入ってきた金額(歳入)より使った金額(歳出)が多い場合、その余計に使った額が赤字となります。

一般会計のみの赤字の有無を指標化し、財政 運営の悪化の度合いを示すものです。この比率 が高いほど、財政運営が深刻な状況となりま す。

志布志市は一般会計において実質収支は黒字であり、実質赤字額は生じていません。

連結実質赤字比率

※連結実質赤字額はありません。

市のすべての会計を連結して市全体としての 赤字の有無を指標化し、市全体における収支が 健全かどうか把握しようとするものです。

志布志市は、全ての会計において実質収支は 黒字であり、実質赤字額は生じていません。

実質公債費比率 10.0%

その年度の歳出に占める公債費(借金)や公債費に準ずるものの割合を指標化し、資金繰りの程度を示すものです。

この数値が前年度より高くなると、その分、 他の歳出を削らなければ支払えないということ になります。

よって、財政の弾力性が低下し、他の経費節減をしないと収支が悪化し、赤字団体になる可能性が高まります。

将来負担比率 15.3%

一般会計における公債費(借金)や損失補償を行っている第三セクター等に係るものを含め、市が将来的に支払っていく可能性のある実質的な負債額の割合を示す指標です。

この比率が高い場合、市の財政規模に比べて 将来負担が大きいということになり、将来財政 運営を圧迫する可能性があります。

資金不足比率

※資金不足額はありません。

公営企業の資金不足(赤字)を料金収入と比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示すのです。

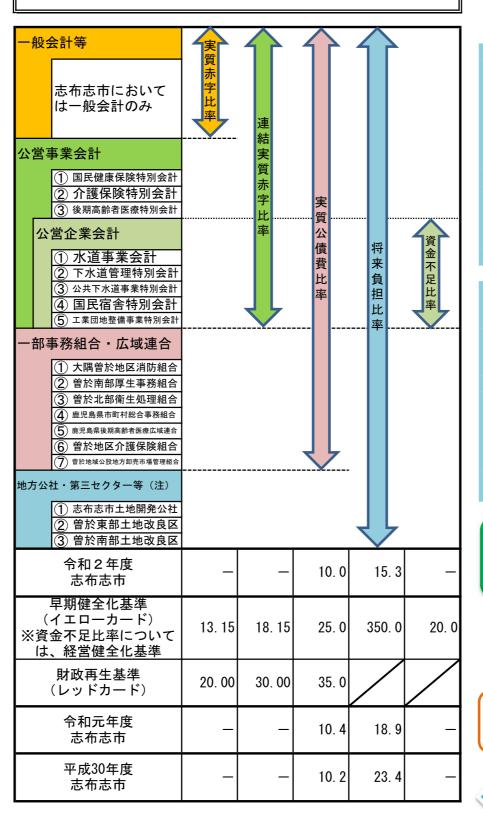
公営企業ごとに算定し、経営状況を判断します。

公営企業会計に資金不足(赤字)があり経営 状況が悪化すれば、市としてその赤字に対処し なければならず、市の負担も増大することにな り、財政運営に大きな影響を与えることとなり ます。

この比率が高くなるほど、料金収入等により 赤字を解消することが難しくなるので、経営状 況に問題があることとなります。 健全化判断比率及び資金不足比率の対象となった会計は、下表のと おりです。志布志市の令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資 金不足比率は、早期健全化基準及び経営健全化基準をすべて下回って います。

将来負担比率が改善した主な要因は、将来負担額のうち、主に一般会計に係る地方債現在高が260,056千円、退職手当支給予定額に係る一般会計負担見込額が250,367千円減少し、一方、充当可能財源等のうち、ふるさと志基金、財政調整基金等の基金額が350,732千円増加したことによるものです。

なお、早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っているものの志 布志市の財政状況が厳しいことに変わりはなく、これからも行財政改 革を推進し、健全な財政運営を図っていく必要があります。



(注):第三セクター等については、出資比率に関わらず志布志市が第三セクター等の債務に損失補償を付している団体を掲載しています。また、実質黒字の場合は「一」と記載してあります。

志布志市健全化判断比率等を公表します

財

政

破

t=

٨

ろ

う

実生 色なこ管

施計早々いと理財政

が画期なとにの政再

義を健制借なも再生

務策全約金りと生基

付定化ががま財団準

けしと課です政体を

れ外様らな国再なえ

ま部にれくの生りた

す監財まな同を `場

の再 ~ 等がるの

|査政する意図国合

6

`同せき゜のと超

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項に規定に基づき、志布志市の健全 化判断比率及び資金不足比率を公表します。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「財政健全化法」といいます。)により、地方公共団体は、毎年度決算に基づき健全化判断比率(「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」)の4指標と公営企業ごとの「資金不足比率」を算定し、監査委員の審査を受けたうえで議会に報告し、公表することとなっています。このことから、志布志市の健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果について公表します。

断用会負「率て影タ計 う しい計担実しの響しと財 まてご比質、会を等公政 5 すそと率公「計及を営健 れの「債連をぼ含事全 ぞっの費結対すめ業化 れ資4比実象可た会法 の金指率質に能市計に 基不標し赤っ性のやよ 準足と及字実の財第り 粁 に比公び比質あ政三 よ率営「率赤る運セ普 る り一企将一字す営ク通 の 判を業来、比べに、会 ?

すしな団う共場表 はそ 告決

ど体こ団合さ計 どれ

こよのにと体はれ画 うぞ

とり措対とに `まの すれ

に強置しな対国す実るの

なくを予りしま[°]施の計

り財講算ま必た取状?画

ま政ずやす要は組況

す運る計゜な県がは

営よ画地勧が不

にうの方告地十毎

関勧変公を方分年

与告更共行公な公

響な金サと をくな | 再破 定赤 及などビ建た ぼりのスすん 合額 `引のるす をが こ市き低こる 超標 と民上下とと え準 に生げやと た的 な活を市な国 状な りにせ税りの 態財 ま大ざや `関 を政 すきる公市与 い規 なを共民の い模 影得料 も まの

と画計

すを各

る経計

こて画

と公策

と表定

なし後

す知議

事会

への

報議

`は

IJ

ま県

を

作

つ

t=

と的画公

なにを営

り経策企

ま営定業

すのしご

健 `と

全自に

化主経

を的営

図か健

るつ全

こ計化・

けられます。
し、外部監査の実施が義務付ます。財政健全化計画を策定政の健全化を図ることになり自主的な改善努力による財

†=

ろ

う

?

基

準

本

超

え

る

لح

تخ

う

な

る

の

?

健全段階 指標の整備と情報 開示の徹底

・指標の整備 →監査委員の審査を受け議会に報告し、公表 早期健全化段階自主的な改善努力による財政健全化

- ・財政健全化計画の策 定(議会の議決)
- ・実施状況を議会に報告し、公表
- 外部監査の実施

公営企業の経営の健全化

健全経営

奴労亜ル

財政再生段階 国等の関与による 確実な再生

財

- 財政再生計画の策定 (議会の議決)
- ・実施状況を議会に報告し、公表
- ・地方債(借金)の制限
- ・外部監査の実施
- ・財政運営が計画に適合 しないと認められる場合 等においては、予算の変 更等を勧告